

飲酒運転事例と証拠排除

— イギリスの道路交通に関する法と証拠排除の検討

小 浦 美 保

はじめに

1. 問題の背景
2. 判例の状況 1 1980年代から1990年代
3. 判例の状況 2 2000年代以降
4. 1984年警察および刑事証拠法との関係

終わりに

はじめに

わが国において、飲酒運転事例における証拠の収集は、一般的には、いわゆる検知器での呼気検査によって行われる。下級審判例によれば、必ずしも検知器による科学的検査によらずとも、飲酒量、飲酒状況、飲酒後の経過時間、運転直後の言動、身体的特徴などの外観的観察から、経験則に基づいて飲酒運転を立証することができるものとされているが¹、道路交通

1 東京高裁昭和38年3月26日判決(判時337号48ページ)、東京高裁昭和53年12月13日判決(刑集34巻3号94ページ)、東京高裁昭和58年6月1日判決(判時1106号161ページ)、福岡高裁那覇支部昭和61年6月11日判決(高等裁判所刑事裁判速報集昭和61年号263ページ)、東京地裁平成9年6月25日判決(判時1623号161ページ)(なお、結論は無罪)等を参照。なお、山形

法施行令26条の2の2は、道路交通法67条3項の下で行われる運転者が身体に保有しているアルコールの程度に関する調査につき、風船に吹き込ませることによって呼気を採取して行う旨規定しており、科学的証拠によらない立証は、例外的ないし補完的な立証方法と位置付けるべきであろう²。

他方、道路交通法125条2項によれば、飲酒運転は、交通反則通告制度の対象から除外されているため、起訴ないし略式命令請求がなされ、飲酒運転を行ったことが明らかとなった場合には、運転者は刑罰を科されることになる。そのような意味では、証拠となる呼気の提出は運転者にとっては大きなリスクともいえそうである。このように呼気検査は飲酒運転の裏付けとなる証拠を収集する重要な手続であるが、検査自体は、強制処分としての性質をもたず³、呼気検査は、一応任意でなされるものと位置付けられている。他方で、道路交通法118条の2は、検査拒否または検査妨害を行った者に対し、3月以下の懲役または50万円以下の罰金という刑罰を予

地方裁判所米沢支部昭和37年3月20日判決（下級裁判所刑事裁判例集4巻3・4号240ページ）は、「科学的判定を経ない場合には、… [アルコール] 保有量は不明に帰し、… 酩酊運転たり得ない」として無罪を言い渡した。

2 藤永幸治編『交通犯罪（シリーズ捜査実務全書 14）[4訂版]』（東京法令出版、2004年）257ページ [幕田英雄執筆]。

3 呼気検査の法的性質を行政措置に留まるものと解する下級審判例がある。大阪高裁昭和47年11月6日判決（高等裁判所刑事判例集25巻6号854ページ）は、「検査を受ける者に対し罰則による間接強制をもって検査を受けるべきことを義務付けているのは、警察官をしてその者について呼気中のアルコールの保有度を検査させ、その保有の程度により、その者が正常な運転ができる状態になるまで車両等の運転をしてはならない旨を指示する等の道路における交通の危険を防止するため必要な応急の措置をとるべきかどうか、あるいはいかなる措置をとるべきかを判断させたいうえ、危険防止のため適切な行政措置をとらせ、もって交通の安全を図るという行政上の目的から出たものであって、酒気帯び運転あるいは酒酔い運転等犯罪捜査そのものを目的としたものでないことは [道路交通法67条2項、同法120条1項11号、同法施行令26条の2（判決当時。現行法ではそれぞれ道路交通法67条3項、118条の2、同法施行令26条の2の2）の] 規定に徴しても明らかである」とする。

定しており、運転者は間接強制によって呼気の提出を行わなければならない仕組みになっている。

わが国において、呼気検査の適法性が問題となった事例としては、例えば以下のようなものがある。呼気アルコール濃度判定の実施前にうがいさせなかったことから、検査結果の信用性が争われた事例⁴や、速度違反として現行犯逮捕し、逃走防止のために両手錠をかけた状態で行われた呼気検知等の飲酒検査の違法性が争われた事例⁵、運転中に事故を起こし意識不明の状態となって病院で寝ていた被告人から承諾を得ることなく呼気を吸入採取したことの違法性が争われた事例⁶、同じく意識不明の被告人の自然呼吸を採取したことの違法性が争われた事例⁷などである。

飲酒運転事案での呼気検査は、すでに述べたように、行政措置と解されている。呼気検査拒否に対しては、拒否罪・妨害罪が予定されており、運転者は間接強制により呼気検査に応じることとなり、仮にこれに応じなかったとすれば、その後は令状による採血・採尿検査という強制処分を以て証拠収集が行われることになる。他方で、運転者が事故や泥酔の影響で意識不明の場合に、自発呼吸を利用して呼気を採取する場合には、これは任意捜査として許されるものと解されている。このように、わが国における飲酒運転事案の呼気等の検査は、場合に応じて、行政処分と捜査としての任意処分・強制処分とが入り混じっているような状態ということになる。このような手法によって獲得された証拠は、運転者である被告人にとって致命的な証拠となり得るが、この証拠能力が問題となる例は、わが国においては決して多くない。

4 浦和地方裁判所越谷支部昭和56年11月6日判決（判時1052号161ページ）、仙台高等裁判所昭和62年11月12日判決（判タ684号249ページ）等。

5 東京高等裁判所平成6年8月9日判決（高等裁判所刑事裁判速報集平成6年号102ページ）。

6 福井地方裁判所昭和56年6月10日判決（判時1052号162ページ）。

7 福岡高等裁判所昭和56年12月16日判決（判時1052号159ページ）。

他方で、イギリス⁸においては、飲酒運転事案において呼気等の証拠を運転者から収集する際の手続上の不備を理由に、証拠が排除され、犯罪の立証の妨げとなる事案が存在している。このような事態は、しばしば、世論から批判の対象とされ、呼気検知等の手続について度重なる法改正が行われてきたという。しかしながら、法改正以降においても、呼気検知手続の違法性や飲酒運転の立証の基礎となる「呼気」の意義などについて争いがあり、被告人が無罪となる事案も少なからずみられる。

イギリスでは、伝統的に、証拠収集手続に違法があっても、それが即座に証拠排除を導くものではないという理解がなされており、その例外として証拠獲得における不正さを理由として裁量排除が行われるとされてきた。このような一般原則や裁量排除と、飲酒運転事案における証拠排除にはどのような関連性があるのだろうか。

本稿では、証拠収集の適法性と証拠排除という観点から、イギリスの飲酒運転事案における証拠収集方法と、収集手続に誤りがあった場合の裁判所の判断について確認したうえで、イギリスにおける証拠排除がどのように行われているかを探る際の材料としたいと考える。

1. 問題の背景

自動車が主要な交通ツールとなっている現代社会において、飲酒運転のような交通事故の引き金となりかねない行為を取り締まることは、洋の東西を問わず重要なことと考えられている。イギリスにおいても、1967年の道路安全法（the Road Safety Act 1967）（以下、1967年法という）において、飲酒運転罪（アルコールを過剰に摂取して運転した罪）が創設されたのではあるが、飲酒運転を裏付ける証拠の獲得方法は、立法当時から

8 本稿において、イギリスとはイングランドおよびウェールズを指す。

問題視されていた。

そもそも、1967年法3条において、飲酒運転は、以下のようにして立証されることとなっていた。まず、呼気等に含有されるアルコール濃度検査（本検査）が適法というためには、それ自身が正式な検知器を用いて行われた適法なものであるというだけでは足りず、運転者に対する停止が適法に行われ、道路上での簡易呼気検査が適法に行われ、その上で適法な逮捕が先行していなければならないとされていた。そして、これらの一連の手続が瑕疵なく行われ、被疑者の体内のアルコールが法定濃度を超過していたことが認められた場合に、はじめて、飲酒運転が立証される、という厳格なものだった⁹。

制定法に基づくこのような立証方法は、1969年のスコット対ベイカー事件 (*Scott v Baker*)¹⁰で確認され¹¹、のちに1977年のスパイサー対ホルト事件 (*Spicer v Holt*)¹²における貴族院 (the House of Lords) の承認を得たものであるが、このような厳格な規定を敷いたことで、手続の内のいずれかの部分に違法があれば、飲酒運転の罪で有罪とすることができないという状況が生まれた。そしてこのような立法と実務は、すぐに批判にさらさ

9 1967年法は、3条において呼気等の標本提出に関する手続を定めており、同法1条1項は、3条の手続の下で提出された標本に関する検査の結果、法定基準を超えたアルコールを摂取して運転したことが判明した場合、これを犯罪とすると規定していた。また、呼気検査に当たっては、国務大臣 (the Secretary of States) の承認した機器が用いられなければならないとの定めがあった (7条 (1))。

10 *Scott v Baker* [1969] 1 QB 659, DC.

11 スコット対ベイカー事件において、被告人は、飲酒運転のかどで訴追された。証拠とされたのは、呼気検査の結果であった。本件では、簡易呼気検査と逮捕は適法に行われたが、警察署で行われたアルコール濃度検査に用いられた機器が、1967年法7条 (1) の定める国務大臣の承認を得た機器ではなかったとして、被告人は無罪となった。

12 *Spicer v Holt* [1977] AC 987, HL.

れることになった¹³。

1967年法の文言に内在するこのような問題に対して、議会は対応をせまられることになり、まずは、1972年道路交通法（the Traffic Road Act 1972）に1967年法が統合され、その後、1981年運輸法（the Transport Act 1981）により改正が行われた。さらに、従来の制定法を整理して、1988年道路交通法（the Road Traffic Act 1988）と1988年道路交通犯罪者法（the Road Traffic Offenders Act 1988）が成立することで、混乱の時代はひとまずは幕を下ろすことになる。最終形態となった1988年道路交通法5条は、飲酒運転罪の成立につき、1967年法のような証拠獲得の要件を盛り込んでおらず、単純に、呼気または血液もしくは尿におけるアルコール濃度が規定された限界を超える程度に飲酒したうえで、道路または他の公的な場所で自動車を運転し、自動車の運転を企て、または運転の責任を負うことを犯罪と規定した。その結果、停止や逮捕といった証拠収集に至る過程の適法性に関わらず、被告人を有罪とすることが、法文上は可能となったのである。

では、現行法においては、飲酒運転事例についてどのような立証方法がとられているのだろうか。ここで、1988年道路交通法の規定を確認しておくことにする¹⁴。

まず、1988年道路交通法5条（1）（a）は、呼気100ミリリットル中に35マイクログラム以上のアルコールを含有した状態で、運転をし、また

13 スパイサー対ホルト事件において、同事件の判断を下したディプロック判事（Lord Diplock）は、「犯罪立証の要件として定められた手続の各段階を遵守することに、あまりにこだわり過ぎた非常識で独断的な結果」（*Ibid.*, at 993）と述べている。

14 飲酒運転（1988年道路交通法5条（1））は、略式起訴犯罪（summary offence）であり、飲酒運転を行った者に対しては、6月以下の収監もしくは第5級以下の罰金、またはその両方が科されることになっている。また、呼気検査等拒否（1988年道路交通法7条（6））についても同様である。1988年道路交通犯罪者法9条、33条および附則2のI参照。

は運転しようとした者について、飲酒運転罪の適用を定めている。次に同法7条（1）では、警察官は、呼気（同項（a））または血液もしくは尿（同項（b））の提示を求めることができるとされている。ただし、血液と尿は、呼気の提出ができない場合または呼気の提出を求めるべきではない場合（7条（3）（a））や、呼気検知器が使用できない場合（7条（3）（b））等に限って提出を求めることができるとされており（7条（3））、飲酒運転に関する証拠は、原則として呼気によることになっている。

また、同法7条（6）は、正当な理由なく呼気等の提出を行わなかった者を犯罪として処罰することとしており、呼気検査について間接強制の形式をとっている。

このように、イギリスにおける飲酒運転罪は、同罪創設当初の混乱期を経て、現在のかたちとなった。少なくとも法文上は、呼気検知やこれに関わる手続に違法があったとしても、飲酒運転罪を成立させることは不可能ではない。しかしながら、このような現行法の下でも、飲酒運転における証拠収集の適法性については、今なお争われることが多いようである。以下では、現行法制定当初と、2000年代以降とに分けて、判例の状況を確認していくことにする。

2. 判例の状況 1 ——1980年代から1990年代

上述のように、1980年代には、1967年法が規定する厳格な立証方法への反省として、一連の法改正が行われた。しかしながら、これらの法改正は、すぐに功を奏したというわけではなく、法改正が意図したものと裁判所の判断の間には乖離がみられたようである。法改正当初の飲酒運転に関する判例の状況はいかなるものであったのだろうか。

飲酒運転罪を裏付ける証拠の柱となるのは、多くの場合、呼気中に含まれるアルコールの濃度である。当時争いのあった事例の多くは、アルコー

ル濃度判定のための呼気検知手続に関わるものであった。

1984年のハワード対ハレット事件 (*Howard v Hallett*)¹⁵も、呼気検知手続の誤りに関する事例の一つである。呼気検知を行った警察官は、当時導入されたばかりであった呼気検知器の扱いに精通しておらず、本来二つの呼気標本を採取すべきところ¹⁶、一つしか採取することができなかった。そこで警察官は、すでに採取した呼気とは別に、新たに二つの標本を採取し直した。この事例について、合議法廷 (the Divisional Court) は、制定法上、厳重に定められた手続規定があるにもかかわらずこれを怠ったとして、手続上の瑕疵を理由に被告人に対する有罪判決を破棄した。

同様に呼気検知手続の誤りが重視された事例として、1987年のウェイクリー対ハイアムス事件 (*Wakely v Hyams*)¹⁷がある。ここでは、被告人に呼気検査を行った結果、100ミリリットル中50マイクログラムのアルコールが検出された。このような場合、検査を受けた者は「血液または尿」の検査を行うよう申し出ることができるが¹⁸、警察官は誤って被告人に対し「血液」の提供を求めた。検査結果によれば、呼気検査・血液検査のいずれも、被告人の飲酒運転罪を裏付ける数値を示していたが、この事件においても、手続上の誤りを理由に、被告人に対して無罪が言い渡された。

このように、ウェイクリー対ハイアムス事件では、呼気検知手続自体ではなく、呼気検査の結果、一定の要件の下で被疑者の要求に応じて行われる尿検査および血液検査に関しても、その手続の誤りに対して厳しい判断

15 *Howard v Hallett* [1984] Crim LR 565, DC.

16 1988年道路交通法8条は、呼気検知に当たって、二つの呼気標本を採取しなければならないと規定している。

17 *Wakely v Hyams* [1987] Crim LR 342, DC.

18 1988年道路交通法8条(2)は、呼気検査の結果、100ミリリットル中50マイクログラム以上のアルコールが検出された場合、検査を受けた者は、同法7条(4)の下で血液検査または尿検査を受け、その結果を当初の呼気検査に替えることを申し出ることができるとしている。

が下された。1988年のホブス対クラーク（*Hobbs v Clark*）¹⁹においても、同様の手続が問題となった。この事件において、被告人から採取された呼気は、100ミリリットル中50マイクログラムであり、警察官は、被告人に対し更なる検査を行うかどうか尋ねたが、その際、「血液検査」を要求するかどうか尋ね、「尿検査」について言及しなかった。ここでも、警察官が被告人に対して尿検査の選択肢を与えなかったことが問題とされ、前述の事例と同様、手続上の誤りを理由に、被告人の有罪判決は破棄された。

また、呼気検査の拒否に関する事例として、1993年のミュレー対DPP事件（*Murray v DPP*）²⁰がある。1988年道路交通法7条（7）は、呼気検査の際には、検査拒否が処罰の対象となる旨を被疑者に警告しなければならないと規定している。この事件において、検査拒否に関する警告が発されたという事実が立証されなかった。その結果、呼気検査標本は警告を欠いて採取されたものと判断され、ここでも被告人は無罪とされた。

検査拒否に対する警告にかかわる事例として、ほかに1993年のオグバーン対DPP事件（*Ogburn v DPP*）²¹と1995年のダフィ対DPP事件（*Duffy v DPP*）²²がある。いずれの事例も警察官が警告を怠ったのではなく、警告に用いられた文言に問題があったとされる。それらは被告人を欺いたり不利益を与えたりするようなものではなかったが、結果的に有罪判決が破棄

19 *Hobbs v Clark* [1987] Crim LR 704, DC.

20 *Murray v DPP* [1993] Crim LR 968, DC.

21 *Ogburn v DPP* [1993] 1 Cr App R 383, DC.

22 *Duffy v DPP* [1993] 1 Cr App R 383, DC.

され、無罪となった^{23, 24}。

このように、1980年代から90年代にかけては、呼気検査における手続上の誤りを理由に、被告人に対して無罪が言い渡される事例が相次いだ。これらの事例の中で生じた手続上の問題は、呼気採取の手順の誤りや、代替証拠（血液や尿）についての選択を誤って伝えたこと、そして検査拒否に関する警告等であり、中には、ごく単純なミスといえるような類のものも含まれていた。しかし、裁判所はこれらを理由に無罪の判断を行うという厳しい対応をしていたことがうかがえる。このことは、1967年法の定める犯罪成立要件を緩和し、処罰範囲の拡大を期待する方向へと向かってきた一連の立法に反するものだったといえるかもしれない²⁵。

23 オグバーン対DPP事件は、1988年道路交通法8条（2）の代替検査が問題となった事案である。呼気検査の結果、100ミリリットル中47マイクログラムのアルコールが検出されたが、警察官は、上記8条（2）の申し出をするかどうか被告人に尋ね、被告人の申し出により血液検査が実施された（同条によれば、代替検査の申し出ができるのは100ミリリットル中50マイクログラム以上のアルコールが検出されたときとされている）。警察官の代替検査に関する告知や採血手続自体に問題はなかったが、裁判所はこの手続は前提を欠き正当ではないとし、有罪判決を破棄した。

24 ダフィ対DPP事件において、警察官は、病院にいた被告人に対し、まず血液または尿を提出するよう要求し、拒絶した場合には処罰されるとの警告を行った。これに対し被告人が採血に応じる旨告げたところで、警察官は、本件の採血は、医学的理由により呼気検査ができないことに基づくものであるかを確認した。被告人には、これに対しても肯定した。裁判所は、ここでの適切な手続は、まず被告人に、なぜ呼気検査ができないかを告げることであったとし、不適切な手続の結果、被告人から提出された血液は、証拠として許容できないと判断した。

25 Michael Hirst, *Andrews and Hirst on Criminal Evidence*, (4th edn., Jordans, 2001), p.384.

3. 判例の状況 2 —— 2000年代以降

上述のように、制定法整備を経たあとも、飲酒運転罪の立証、とりわけ呼気検知手続の違法性に関する議論は収束することはなかった。むしろ、法整備の結果あらわれた詳細な手続規定により、多くの「違法」の場面が生まれ、裁判所は、決して、これらに対して寛容な対応はしてこなかった。そして、呼気検知手続が広く浸透したと思われる時代になってもなお、法解釈や実務の面で混乱がみられるようである。ここでは、2000年代以降において、飲酒運転の証拠収集手続について、どのような議論が行われてきたかを確認していくこととする。

① 口腔内残留アルコールと「呼気 (breath)」の意義

先にみてきたとおり、従来から呼気検査における手続上の誤りについては、多くの事例の中で争いがあったが、2000年代以降においては、さらなる論点の多様化がみられるようになる。

まず多くの事例の中で指摘されてきたのは、口腔内にアルコール分が残留した状態で呼気検査を行った場合、呼気検知器によっては、本来の体内アルコール濃度より高い数値を検出してしまう可能性があることである。この点につき争われたのが、2001年のDPP対ブラウン・ティシェイラ事件 (*DPP v Brown and Teixeira*)²⁶である。二人の被告人は、それぞれ、自動車を運転中に警察官に停止を求められ、その場で呼気検査に応じたところ、いずれも法定濃度を超えるアルコールが検出された。しかしながらその後、二人の被告人の呼気検査に用いられた検知器が、口腔内アルコールを誤認識し、本来より高い値を示してしまうものであったことが判明した。治安判事裁判所 (the Magistrates' Court) は、専門家証人による実

26 *DPP v Brown and Teixeira* [2001] EWHC Admin 931, DC.

験結果を採用したうえで、同事件で用いられた呼気検知器が信頼性を欠くものであり、1988年法7条（1）（当時。現行法では6A条（1））に定める国務大臣の承認を得た機器による呼気検査であったとはいえないとして、飲酒運転罪につき、二人の被告人の無罪を言い渡した²⁷。

この事例が示すように、口腔内残留アルコールは呼気検知器の示す値の信頼性の問題に直結するため、呼気検査を行う警察官は、口腔内残留アルコールにつき疑いのある場合には、検知器による通常の呼気検査とは別の措置をとる必要があるということになる。2008年のマクニール対DPP事件（*McNeil v DPP*）²⁸は、呼気検査の実施後、その正確性に疑問を抱いた警察官が、血液標本を採取する手続をとったという事案である。本件において、警察官は、被告人に対する呼気検査に先立って、検査前に嘔吐をしたかどうか被告人に質問し、被告人はこれを否定した。そこで呼気検査を行い二つの標本を採取したところ、いずれも法定濃度を超える数値を示した。次に警察官は、被告人に、おくびをしたかどうか質問し、被告人はこれを肯定した。そこで警察官は、被告人に対し、1988年道路交通法7条（3）（bb）²⁹に基づき、血液標本の提出を要求した。被告人は、この血液の分析結果に基づいて、飲酒運転罪で有罪となった。これに対し、被告人は、本件のような状況下で行われた血液採取には正当な理由がなく違法であるとして上訴した。合議法廷は、呼気標本がおくびの影響を受けるかもしれないということは、呼気標本が信頼できないと信じるに足りる根拠となる

27 ただし、その後の上訴審においては、検知器の信頼性について被告人が争わなかったため、口腔内アルコールの問題は生じていなかったと判断され、合議法廷は無罪判決を破棄し、差し戻した。

28 *McNeil v DPP* [2008] EWHC 1254, DC.

29 1988年道路交通法7条（3）（bb）は、同条（1）（a）に規定する呼気検査が行われたが、呼気検知器が被疑者の呼気に含まれるアルコールの状態について信頼できる数値を示していないことにつき、信じるに足りる合理的な疑いを警察官が持った場合に限り、尿または血液標本を提供するよう求めることができる旨規定されている。

ものではなく、警察官は血液標本を要求する権限を有していなかったと結論付け、有罪判決を破棄した。

同じく口腔内残留アルコールが問題になった事例として、2005年のオサリヴァン対DPP事件（*O'Sullivan v DPP*）³⁰がある。この事件で、被告人は、嘔吐などが起こった場合には呼気検知器が口腔内残留アルコールを誤認識する可能性があり、検査結果は信頼できないとして、一審有罪判決に対して上訴した。被告人は、普段から消化不良や胸焼け等を患っていたが、呼気検知を行った日に嘔吐をしたかどうかは覚えていなかった。刑事法院（the Crown Court）は、被告人が嘔吐等をしたという証拠について触れておらず、また、呼気検査の後のスクリーニング検査も、当初の結果と矛盾しないとして、被告人の上訴を棄却した。被告人はさらに合議法廷に上訴したが、ここでも上訴は棄却された。

また、2004年のザファール対DPP事件（*Zafar v DPP*）³¹において、被告人は、胃の内容物が口にこみ上げ胸焼けのような症状を呈しており、呼気検知の直前にも気分がすぐれなかった。被告人は、上訴審において、検査に用いられた機器が口腔内残留アルコールを誤認識していたとの証拠を提出し、「肺からの深い呼気」（deep lung air）に対する検査であったとする検察側の主張に異議を唱えた。刑事法院は被告人側の上訴を棄却し、被告人はさらに合議法廷に対し上訴を行ったが、棄却された。この事例では、口腔内残留アルコールの問題から発展し、1988年道路交通法5条にいう「呼気」の意義について議論されたが、合議法廷は、同法にいう「呼気」は「肺からの深い呼気」を意味しないと結論付けた。

さらに同様の事例として、2006年のウルフ対DPP事件（*Woolfe v DPP*）³²がある。被告人は、胃の内容物が食道にこみ上げる嘔吐の症状を呈してい

30 *O'Sullivan v DPP* [2005] EWHC 564, DC.

31 *Zafar v DPP* [2004] EWHC 2468, DC.

32 *Woolfe v DPP* [2006] EWHC1497, DC.

たと認定されたが、そのような症状は数分間続いただけであったとして、被告人を有罪とした。被告人はさらに上訴し、合議法廷では「呼気」の意義についての議論が行われたが、裁判所は、ザファール事件の結論は正当であるとし、上訴を棄却した。

以上のように、口腔内残留アルコールについて、当初の事例においては、検知器の性能の低さを理由として、証拠となる呼気標本の信頼性が問題となり、無罪の判断がなされた事例がみられた。他方で、口腔内に残留したアルコールを含んだ呼気と、そもそも法が飲酒運転の検査の対象としている「呼気」とが同じかどうかということについて、判例上明確な答えは得られていないようである。同時に、2008年のマクニール事件にみられるように、警察官としては口腔内残留アルコールに配慮して行った措置が、法律上の根拠を欠くものとして、結果的に有罪判決が破棄された事例もみられた。

②検査拒否と「呼気」の意義

すでに述べたように、1988年道路交通法7条（6）は呼気等の標本を提出することを拒否した場合、これを犯罪とすることを規定しており、間接強制によって標本の提供が義務付けられている。また、7条（6）を受けて、同法11条（3）は、提出された標本が検査や分析の実施に不十分であった場合（11条（3）（a））、および標本が検査や分析の目的を十分に達する方法で提供されなかった場合（11条（3）（b））につき、呼気検査のための呼気標本が提供されなかったものとしている。

これらの規定により、ここでいう検査拒否とは、必ずしも、警察官からの検査の要請に応えないといった字義通りのものだけではなく、検査の際、息を検知器に十分に吹き込まなかったというような場合も含まれると解されてきた。このように考えられる契機となったのは、1988年のDPP

対ヘイウッド事件 (*DPP v Heywood*)³³であるとされる。この事件において、被告人は、検知器は作動するものの、十分に判定できない程度の弱い力で呼気の吹き込みを行った。被告人はこの行為について、検査拒否のかどで訴追された。合議法廷は、11条(3)の目的は、信頼できるアルコール濃度の数値を獲得することにあるとして、原審の有罪判決を維持した。

ヘイウッド事件と同様に、2007年のDPP対ダーウェン事件 (*DPP v Darwen*)³⁴においても、呼気の提出と検査拒否が問題となった。この事件において、被告人は、検知器への吹き込みを十分に行わなかったとして検査拒否に問われた。原審裁判所は、検知器への吹き込みは不十分ではあったものの、標本の提出自体は行ったと認められるとして、無罪判決を言い渡した。この際、裁判所は、①で述べた2004年のザファール対DPP事件判決に依拠し、「肺からの深い呼気」でなくとも、「呼気」に当たると考えたと推測される³⁵。検察側が上訴し、合議法廷では、本事件で採取された呼気標本が1988年道路交通法11条(3)を充足するものではないという検察側の主張、そして、「呼気」が「肺からの深い呼気」を意味しないのであれば、本事案では検査拒否は生じていないという被告人側の主張がなされ、争われた。合議法廷は、ヘイウッド事件に従い、被告人は11条(3)にいう標本を提供しなかったと結論付けた。

同種事案である2008年のルウェイキザ対DPP事件 (*Rweikiza v DPP*)³⁶においても、合議法廷は被告人を有罪とし、ザファール事件で定義された「呼気」の意義は11条(3)の「標本」³⁷の意義に影響しないと結論付けた。

33 *DPP v Heywood* [1988] 1 RTR 1, DC.

34 *DPP v Darwen* [2007] EWHC 337, DC.

35 P.M.Callow, "The Drink-Drive Legislation and the Breath-Alcohol Cases", [2009] Crim LR 707, at 712.

36 *Rweikiza v DPP* [2008] EWHC 386, Admin.

37 1988年道路交通法11条(3)は、(a) 提出された標本 (the specimen) が検査や分析の実施に不十分であった場合、(b) および標本 (the specimen)

以上述べたように、呼気の意義について、法律上明確な定義がなされていないことから、呼気検査拒否の事案において、検知器への不十分な息の吹込みを以て検査に応じたことになるかといった争点があらわれることになった。これらの事例における混乱は、一方では飲酒運転事案における重要な証拠である呼気を獲得する必要性があり、他方では呼気の証拠としての信用性を確保しなければならないという要請との間で生じたものと考えられる。

以上、2000年代以降の飲酒運転に関する事例について概観してきたが、機器の正確性、呼気検査の信用性に疑いのある場合の措置、呼気提出拒否については必ずしも決着の見られていない論点があり、呼気検査による証拠収集手続の違法性についての争いは、比較的近年においても続いている。そして、事例の中には手続上の誤りを理由に上訴審において有罪判決が破棄されたものもあった。このように、イギリスにおいて、飲酒運転と証拠排除という論点は、現在もなお複雑な様相を呈する一分野として存在しているのである。

4. 1984年警察および刑事証拠法との関係

1967年法が飲酒検査について詳細な規定を飲酒運転罪成立のための要件として置いていたために、飲酒運転についてのごく初期の事例では、飲酒運転を裏付ける証拠の獲得過程に違法があった場合の処理について、証拠

が検査や分析の目的を十分に達する方法で提供されなかった場合を検査拒否と位置付けており、ザファール事件での「呼気 (breath)」の定義に抵触しないという趣旨である。

排除といったかたちで問題となることはなかった³⁸。しかしながら、法改正により、そのような規定がなくなると、今度は、飲酒運転を裏付ける証拠の獲得過程を問題視し、無罪を争うという事例があらわれることになる。

ところで、そもそもイギリスでは、違法に獲得された証拠であっても、証拠獲得手続の違法性は証拠能力には影響しないというのが一般的な理解とされている³⁹。しかしながら、その一方で、不公正に証拠が獲得された場合には、証拠を裁判所の裁量により排除できるともいわれており、このような立場は、コモン・ローのみならず、1984年警察および刑事証拠法（the Police and Criminal Evidence Act 1984）（以下、1984年法という）78条（1）にも受け継がれている⁴⁰。そのため、飲酒運転事案であっても、他の犯罪と同様に、証拠の獲得において不公正とみられる点があれば、裁量証拠排除の余地があるということになる。飲酒運転犯罪の唯一ともいえる証拠が、運転者本人の呼気等であるために、この証拠能力を巡って争いが起こったとしても不思議ではない。

しかしながら、飲酒運転犯罪に関する事例を概観していくと、当該証拠獲得に違法がある場合に、必ずしも1984年法78条（1）やコモン・ロー上の裁量排除が考慮されているわけではない。むしろ、手続上の誤り自体を理由に無罪とする事例が多くみられるのである。飲酒運転事案と証拠の裁量排除にはどのような関係があるのだろうか。

まずは、飲酒運転事案において、1984年法78条（1）ないしコモン・ロー

38 See, *Scott v Baker*, *supra* note 10.

39 *Jones v Owen* (1870) 34 JP 79, QB, *Kuruma, son of Kaniu v R* [1955] AC197, DC.

40 1984年法とコモン・ローによる裁量証拠排除につき、井上正仁『刑事訴訟における証拠排除』（弘文堂、1985年）328ページ以下・同502ページ以下、稲田隆司「イギリスにおける裁量による不公正証拠の排除」『イギリスの自白排除法則』（成文堂、2011年）63ページ以下、拙稿「イギリスの警察および刑事証拠法78条による証拠排除—とくに、わなや詐術を用いて収集された証拠について—」岡山商科大学法学論叢19号31ページ（2011年）等を参照。

上の裁量排除の適用が検討された事例として、1986年のフォックス事件 (*R v Fox*)⁴¹を検討してみよう。

1984年法施行前に当たるこの事件は、被告人が自動車を運転中に軽微な事故を起こし、警察官らが呼気検知を求めるためにとった行動が問題となったものである。事故直後、警察官らが現場に到着した際、すでにその場には被告人の姿はなかった。そこで警察官らは被告人の家に赴き、ドアをノックした。ドアは閉まっていたものの、施錠はされていなかった。ノックに対する応答はなかったが、室内からは声が出たため、警察官らは家の中に入り、そこにいた被告人に呼気を提出するよう求めた。被告人はこれを拒絶したため逮捕され、警察署に連行されたのち、呼気検査を受け、法定濃度を超えるアルコールが検出された。被告人は、飲酒運転と呼気検査拒否のかどで訴追され、有罪判決を受け、これに対し上訴した。合議法廷は、呼気検査拒否については、警察官が不法侵入の上検査を求めたとして有罪判決を破棄し、飲酒運転については有罪判決を維持した。この判決に対し、被告人がさらに上訴し、事件は貴族院で争われることとなった。

貴族院は、まず、適法な逮捕が、呼気検査にとって本質的かつ必須の要素ではなく、したがって、飲酒運転を基礎づける証拠が違法に獲得された場合には飲酒運転で有罪とはならないという原則は、もはや存在しないと述べ、1980年代までに行われた一連の立法に沿う見解を示した⁴²。そして、証拠が違法に獲得されたにせよ、それは許容可能であるという一般原則が確立しているとした一方で⁴³、圧迫や詐術 (trick) を用いて証拠が獲得さ

41 *R v Fox* [1986] AC 281, HL.

42 事件当時は、のちに1988年道路交通法に整理統合される1972年道路交通法ないし1981年運輸法が適用されていた。

43 貴族院は、1980年のサン事件 (*R v Sang* [1980] AC 402, HL.) において、特定の場合を除き、証拠が不適切または不公正な手段により獲得されたとの根拠に基づいて、関連性および許容性のある証拠を採用することを拒否する裁量を裁判官は有さないとし、裁量排除の対象を限定的に解釈した。

れた場合には証拠が排除されるという証拠排除裁量は存在すると述べた。そして結論として、本件においては、呼気の提出前に被告人が違法に逮捕されたが、呼気検査に当たって、裁量排除の理由となるような圧迫や詐術は用いられていなかったとして、違法逮捕の事実は被告人が飲酒運転罪につき有罪かどうかを考える際には関係のないことであると述べ、被告人を有罪と判断した。

このように、フォックス事件では、結論として証拠排除はなされなかったものの、限定的にはあるが、飲酒運転事案における証拠排除裁量の存在について示唆されたように思われる。この点につき、より明確な見解を示したのは、1987年のマット対DPP事件 (*Matto v DPP*)⁴⁴である。被告人はスピード違反の上、運転のコントロールを失いつつ、私道へと車を走らせた。警察官らは被告人を追跡し、その運転状況と被告人の目つきや酒気等の外観上の様子を理由に、呼気検知に応じるよう求めた。被告人は、警察官らが私有地に侵入してきたことに異議を唱えたが、警察官らは、違法逮捕であるというなら訴えてもかまわない、と述べつつ、なお呼気検査を要求し続けた。その結果、簡易検査が行われ、陽性反応が出たため、警察官らは被告人を逮捕した。そして、警察署に連行した上、改めて検査を行い、法定濃度を超えるアルコールが検出された。被告人は飲酒運転の罪で有罪判決を受け、これに対して上訴した。刑事法院は、以下の二点を指摘した。まず、簡易検査の時点において、警察官らは権限に基づき行動しており、私有地に留まり続ける権限があるかのように述べた悪意 (*mala fide*) は、その時点で終了していたこと、次に、被告人は、簡易検査に任意に応じていたということである。これらの理由に基づく刑事法院の上訴棄却の判断に対し、被告人はさらに上訴した。合議法廷は、警察署での呼気検査は適法な手続によるものである一方、被告人の私有地内で行われた手続の不公正さは、証拠の許容性に関係し、影響を及ぼすと判断した。そ

44 *Matto v DPP* [1987] Crim LR 641, DC.

して被告人が簡易検査に任意に応じたという刑事法院の認定は、警察官に悪意があったとする認定と一致しないと述べ、結論として、警察官らの圧迫的な行為の結果、呼気標本が収集されたとして、飲酒運転事案においても裁量排除の適用があるとの見解を示した^{45, 46}。

このように、フォックス事件においては、裁量排除の可能性が示唆され、また警察官の行った手続の中に悪意による違法が含まれるとされたマット対DPP事件においては、裁量排除の適用があるとの見解が明示された。

他方で、すでに本稿2と3でみてきた事案においては、呼気検知の違法性について争われ、被告人が無罪となった事件であっても、それは、必ずしも、排除裁量の検討ないし発動が行われた結果としてあらわれたものではなかった。

なぜそのような検討がなされないのか、その理由の一つとして考えられることは、裁量排除の射程の狭さである。そもそも、コモン・ローや1984年法78条（1）の裁量排除が行われる場面は限定的なものと理解されており、証拠排除が行われるのは、違法が重大かつ実質的（significant and substantial）であるような場合や、明確な悪意に基づく意図的な手続法違反がみられる場合とされている⁴⁷。飲酒運転事案における飲酒検知を基本とした証拠収集手続における誤りは、多くは、警察官の単純なミスや警察官の意図しない検知器の誤判定、あるいは「呼気の意義」の解釈上の問題などに起因するものであった。そうすると、上述のマット対DPP事

45 また、1991年のDPP対ゴッドウィン事件（*DPP v Godwin* (1992) 156 JP 643, DC.）では、呼気検知に先立って行われた逮捕の違法性につき、これが悪意になされたものでも圧迫的に行われたものでもないとしつつも、悪意や圧迫は裁量排除の必要条件ではないと述べ、裁量排除の基準となる「公正さ」につき、従来の基準より幅広い射程を示した。See, Ian Dennis, *the Law of Evidence*, (3rd edn., Sweet & Maxwell, 2007), p.317.

46 See, Andrew L-T Choo, *Evidence*, (Oxford, 2006), p.118.

47 See, Ian Dennis, *supra note* 45, at 312.

件のようなごく例外的な場面を除き、裁量排除の適用の余地のある事例はほとんどないことになる。

他方で、裁量排除を検討していないにもかかわらず、手続上の誤りを理由とした無罪事例が存在することは、一見奇妙なことのように思われる。証拠の採否に当たって信頼性の原則がとられ、証拠獲得過程に違法が介在していたとしても証拠能力に影響はないというのが伝統的理解であるにもかかわらず、裁量排除の適用の余地の乏しい飲酒運転事案においてはこの原則が妥当していないことになるからである。

この点について想起されるのは、飲酒運転罪創設当初の1967年法の規定ぶり、これを受けて一連の法改正が行われたにもかかわらず、なお、手続上の正確性に対して慎重さを表した裁判所の立場である。他の犯罪類型とは異なり、飲酒運転事案については、呼気等の証拠収集手続について特に詳細な規定が用意され、裁判所は、その規定に対する違反に対して厳しい立場をとっている。裁判所が、他の一般的な犯罪の証拠収集過程に制定法違反があったとしても、必ずしも証拠排除を行ってこなかったこと⁴⁸に比すると、飲酒運転事案はいわば特殊な領域として存在することになる。

おわりに

ここまで、イギリスの飲酒運転事案における証拠の収集とその排除について検討してきた。イギリスでは、伝統的に、違法に獲得された証拠で

48 1984年法は、搜索・差押え等の手続につき規定を置き、さらに同法の実務規範（the Code of Practices）では、手続の詳細について定めがある。他方で、これらの制定法に違反して証拠が獲得された場合であっても、必ずしも裁量証拠排除を行うものではないというのが、裁判所の立場である。拙稿「イギリスにおける証拠排除と手続法違反」岡山商科大学法学論叢20号1ページ（2012年）参照。

あっても証拠能力を否定しないという原則がとられてきた一方で、飲酒運転事案においては、必ずしもその原則に立ち入ることなく、無罪の判断が少なからずなされてきたことが明らかとなった。

その理由として考えられることは、第一に、飲酒運転事案における証拠収集の過程でなされる違法行為が、単純な機器の操作ミスや手続手順の誤りといった比較的軽微なものであり、そこに証拠収集を行った警察官の悪意が認められるようなものではないために、コモン・ローや1984年法78条（1）の裁量排除の根拠を見出すことができない点である。第二に、そもそも、飲酒運転罪を創設した当時の1967年法が、適法な手続に基づいて飲酒運転が立証された場合のみ、飲酒運転罪として処罰することを予定しており、これに対しては立法による解決が導かれたものの、裁判所がなお、飲酒運転に関する証拠収集手続を厳格に捉えてきた点である。

このような二つの理由から、飲酒運転事例においては、その証拠収集手続における違法性が無罪判決や、有罪判決破棄の理由として存在する一方で、その証拠排除に当たっては必ずしも裁量排除からの説明はなされてこなかったといえる。このことから、イギリスにおいては、証拠の関連性が認められる場合であっても、裁量排除からは説明のつかない、広義の証拠排除がなされる場合が存在するという結論を導くことができそうである。